

首都高速道路株式会社

第1回定時株主総会資料

(報告事項)

第1期（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、
貸借対照表及び損益計算書報告の件 資料1 P1～P18

利益処分案 資料1 P19

会計監査人の監査報告書謄本 資料1 P20

監査役会の監査報告書謄本 資料1 P21

(決議事項)

第1号議案 利益処分案承認の件 資料2 P1

第2号議案 定款一部変更の件 資料2 P2～P9

第3号議案 取締役7名選任の件 資料2 P10～P12

第4号議案 監査役3名選任の件 資料2 P13～P15

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 資料2 P16

営 業 報 告 書

第1期(平成17年10月1日～平成18年3月31日)



ひと・まち・くらしをネットワーク

首都高速道路株式会社

1. 営 業 の 概 況

(1)営業の経過及び成果

～ 設立後半年をふりかえって～

当年度のわが国経済は、年度前半は輸出や個人消費の伸びが鈍化するなど、景気回復が緩やかでしたが、後半にかけて、企業収益の改善、民間設備投資の増加、個人消費の伸びなど国内民間需要に支えられた景気回復を続けました。

このような経済動向の中、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」を基本理念とする当社は、道路関係四公団の民営化の一環として、首都高速道路公団に代わり、平成 17 年 10 月 1 日に設立されました。

今般の民営化は、「債務の確実な返済」、「真に必要な道路の着実な整備」、「民間ノウハウの発揮による多様で弾力的な料金設定やサービスの提供」を大きな目的としており、当社は、①お客様第一、②地域社会との共生、③社会的責任、④自立する経営、⑤活力あふれる職場、を経営理念に掲げ、民営化の目的を実現すべく全社一丸となって努力しています。

【高速道路事業】

当社は、公団時代から引き続き、首都高速道路の建設及び管理を 24 時間 365 日体制で実施しています。

首都圏の大動脈である首都高速道路は、昭和 37 年 12 月の高速 1 号羽田線(京橋～芝浦間:4.5km)の営業開始以来、現在までに営業延長は 283.3km に達するとともに、平成 18 年 8 月頃には高速埼玉新都心線の新都心～第二産業道路間(3.5km)が開通する予定です。さらに、中央環状新宿線等 5 路線(29.8km)を建設中であり、事業着手に向け準備を進めてきた中央環状線の最終区間である中央環状品川線(9.4km)の整備に平成 18 年度から着手します。

当期の高速道路事業では、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線の平成 19 年末の部分開通(高速 5 号池袋線(高松)～高速 4 号新宿線(西新宿ジャンクション)間)及び平成 21 年度内の全線開通に向けて全力を傾けるとともに、営業中路線の道路施設について中長期的に管理するために必要な高機能舗装工事等を合わせて実施し、総額 826 億円の事業を行いました。

これらのうち、会社資産となる料金徴収施設等には 21 億円の投資を行いました。

なお、首都高速道路の利用交通量は、当期において東京・神奈川・埼玉料金圏とも増

加傾向が堅調であった結果、平成 18 年 3 月の 1 日平均では 5 年 3 ヶ月振りに 120 万台を超える水準に達しました。

また、お客様の利便性の向上や料金所渋滞の緩和等を図るために普及に努めている ETC の利用率は会社設立時点には 59.53%(9 月 26 日～10 月 2 日週平均利用率)でしたが、曜日別時間帯別割引等の普及促進策を実施したことにより、平成 17 年度末では 65.68%(3 月 27 日～4 月 2 日週平均利用率)に上昇し、現在では 3 台に 2 台のお客様に ETC をご利用いただいています。

当期の高速道路事業の営業収益については、首都高速道路の料金収入が 1,218 億円、機構への債務引渡しに伴う完成高が 177 億円、営業利益は 59 億円となりました。

【関連事業】

高速道路事業以外の事業(関連事業)については、従来からの受託街路事業(山手通り拡幅事業)や都市計画駐車場事業、高速2号目黒線高架下賃貸事業を引き続き実施するとともに、民営化に伴い、営むことができる事業分野が拡大したことから、積極的に展開しています。

具体的には、平成 17 年 11 月に兜町駐車場のスペースを利用して初めてコンビニエンスストアの出店を得たほか、同年 12 月にはクレジットカード会社との提携により首都高速道路を特別割引で利用できる「首都高カード」を発行しました。また、長年蓄積した技術的なノウハウを活用したコンサルティング業務も始めました。

当期の関連事業の営業収益については、駐車場営業収益は 6 億 82 百万円、受託業務営業収益は 3 億 30 百万円、営業損失は 3 億 45 百万円となりました。

なお、関連事業の中核を占めるパーキングエリア事業及び駐車場事業等高架下活用事業を効率的に運営管理するために、当社の 100%出資による子会社として、首都高速道路サービス株式会社(資本金 30 百万円)を平成 18 年 2 月に設立し、同年 4 月 1 日から営業開始することとしました。これに伴い、同日付けで同社は財団法人首都高速道路協会から、パーキングエリア事業及び高架下駐車場等事業の営業譲渡を受けることとしました。

当期において、当社は、高速道路事業及び関連事業の両事業を通じ、税引前当期純利益 52 億円、当期純利益 29 億円を計上しました。

(2)対処すべき課題

～ 更なる飛躍を目指して ～

当社は基本理念の実現に向け、関連事業の計画も盛り込んだ中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」(計画期間:平成 18 年度～平成 20 年度)を平成 18 年 3 月に策定し、当社の進むべき方向性を明らかにしました。この中では、平成 20 年度における5大数値目標を定めており、その達成に向けたPDCAサイクルによる管理などの経営管理手法を導入します。今後は、この「PROJECT SHUTOKO 2008」の実現に全力を挙げて取り組みます。

さらに、業務の適正を確保するための体制整備を行うとともに、経営トップによる社内コミュニケーションの促進や社員教育の強化、成果主義を取り入れた新たな人事給与制度の導入などにより、社内改革も進めます。

【高速道路事業】

高速道路事業については、渋滞を解消し、お客様により安全・円滑・快適に首都高速道路をご利用いただくため、これまでの建設事業等を継続するとともに、中央環状品川線(平成 25 年度内完成予定)の整備や中央環状線機能強化事業として有明辰巳ジャンクション間改良等に着手します。

当面の課題としては、平成 19 年末の中央環状新宿線(高速 5 号池袋線(高松)～高速 4 号新宿線(西新宿ジャンクション)間)の部分開通に向けた建設工事の促進、平成 20 年度の対距離料金制への移行に向けた制度設計、移行の前提となる ETC の更なる普及促進が挙げられます。また、お客様サービスを向上し、道路の適切な管理水準を維持しつつ、管理コストの一層の削減に努めます。

なお、首都高速道路の安全・円滑・快適なサービスの提供に不可欠な維持管理業務を確実かつ効率的に実行するため、業務の市場性、枢要性、緊急性、熟練性等の観点から必要最小限の範囲に限定して子会社による運営を目指すこととしました。子会社の経営においても、当社の経営理念の徹底やコスト削減に努めます。

ネットワーク整備

＜東京都心部の渋滞緩和に資する路線＞

晴海線

- ・平成24年度内の完成を目指して建設中

中央環状新宿線

- ・平成19年12月末の開通（4～5号線間）を目指して建設中
- ・平成21年度内の開通（3～4号線間）を目指して建設中

中央環状品川線

- ・平成18年度より着手
- ・平成25年度内完成予定

＜業務核都市の育成・機能強化に資する路線＞

大宮線

- ・与野～新都心間が平成16年5月26日開通
- ・引き続き新都心～三浦間の平成18年8月頃の完成を目指して建設中

川崎線

- ・殿町～浮島間が平成14年4月30日開通
- ・引き続き大師ジャンクション～殿町間の平成20年度内の完成を目指して建設中

横浜環状北線

- ・平成24年度内の完成を目指して建設中

首都高速道路施行箇所図



【関連事業】

関連事業については、都市計画駐車場の運営等の既存事業の収益改善により経営基盤を確立しつつ、自己資金の蓄積や投資余力に応じて、順次新たな事業を展開します。

当面は、首都高速道路の強みを生かして高架下等のスペースを活用したトランクルーム業への参入、広告の誘致など、初期投資やリスクの少ない事業を選択して、皆様に利用いただける魅力ある事業を展開します。

(3)資金調達の状況

当期においては、政府保証債 100 億円を発行するとともに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から無利子借り入れとして 187 億 50 百万円、国(道路整備特別会計)及び東京都から各 108 億 14 百万円、民間の金融機関から 70 億円を借り入れました。

(4)設備投資の状況

①当期中に完成した主要設備及び当期継続中の主要設備の新設、拡充

【高速道路事業】

お客様の利便性の向上や料金所渋滞の緩和等を図るために普及に努めている ETC 関連設備をはじめとする料金徴収関連施設等に21億円の投資を行いました。

【関連事業】

都市計画駐車場において、効率的な保守業務を実施するための統合監視装置の設置並びにお客様に安全・快適にご利用いただくための消火設備及び通信設備の改修に 70 百万円の投資を行いました。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失 生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失

該当事項はありません。

(5)営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成17年度 第1期
売上高	1,437 億円
経常利益	52 億円
当期純利益	29 億円
1株当たり当期純利益	108. 74 円
総資産	4,029 億円

(注1)前営業年度の計数がないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(注2)売上高は各事業における営業収益を記載しております。

(6)主な出来事

年月日	出来事
平成 17 年 10 月 1 日	首都高速道路株式会社設立 曜日別時間帯別割引及びお得意様割引の実施 首都高お客様センター及び首都高 ETC コールセンターを設置
平成 17 年 12 月 1 日	首都高カード発行(発行者:(財)首都高速道路協会)
平成 18 年 2 月 14 日	首都高速道路サービス株式会社設立 東京東地区交通管制システム(05 システム)の運用開始
平成 18 年 3 月 31 日	ハイウェイカード利用停止(平成 18 年 4 月 1 日 0 時から)

2. 会 社 の 概 況

(1)主要な事業内容

当社は、平成 17 年 10 月 1 日に、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）の施行により設立され、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、主に次の事業を営んでおります。

- ① 高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧
- ② 国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等
- ③ 高速道路の休憩所、その他の施設の建設及び管理
- ④ 駐車場業、建設コンサルティング事業等関連事業

(2)主要な事業所の状況

本店	東京都千代田区
東京建設局	東京都新宿区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都中央区、東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(3)株式の状況

発行済株式の総数	2,700 万株 (会社が発行する株式の総数 1 億 800 万株)
株主数	7 名

(4)大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
国土交通大臣	13,499,997	50.00	—	—
東京都知事	7,215,618	26.72	—	—
神奈川県知事	2,236,443	8.28	—	—
埼玉県知事	1,593,702	5.90	—	—
横浜市長	1,203,121	4.45	—	—
川崎市長	1,033,322	3.82	—	—
千葉県知事	217,797	0.80	—	—

※議決権比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しています。

(5)自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

(6)新株予約権の状況

該当事項はありません。

(7)従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	
1,185 人	41.7 歳	16.8 年	平成 18 年 3 月 31 日現在

※平均勤続年数は首都高速道路公団における勤続年数を含んでいます。

(8)企業結合の状況

①重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
首都高速道路サービス株式会社	30 百万円	100%	①PA における商業施設の管理運営業務 ②高架下等活用施設(駐車場等)の管理運営業務

②企業結合の経過及び成果

当社の 100%出資による子会社として、平成 18 年 2 月に設立し、同年 4 月 1 日から営業開始することとしました。

なお、当期においては、設立関係諸費の支出により、当期純損失として 494 千円を計上しました。

(9)主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
財務省	百万円 128,379	株 —	% —
国土交通省	40,180	13,499,997 (国土交通大臣)	50.00
東京都	40,180	7,215,618 (東京都知事)	26.72
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	17,217	—	—
(株)みずほコーポレート銀行	15,596	—	—

※議決権比率は、小数第 3 位以下を切り捨てて表示しています。

(10)取締役、監査役及び執行役員の状況

役職名	氏名	担当部門等
代表取締役会長	はせがわ こうじ 長谷川 康司	最高経営責任者
代表取締役社長	はしもと こうたろう 橋本 鋼太郎	最高執行責任者
専務取締役	ささき かつみ 佐々木 克己	財務、監査、入札監視部門
常務取締役	たかはし たけふみ 高橋 健文	経営企画、総務・人事部門
常務取締役	さいとう てつや 齋藤 哲哉	サービス推進、関連事業部門
常務取締役	おおつか あきお 大塚 昭夫	計画・環境、品質管理部門
常務取締役	たちもり としあき 日月 俊昭	建設管理部門
監査役(常勤)	くらさわ とよあき 倉澤 豊哲	
監査役(非常勤)	たむら しげみ 田村 滋美	
監査役(非常勤)	うじ かぞう 宇治 嘉造	
執行役員	おおぬき かずお 大貫 一生	保全・交通部門
執行役員	たからべ おさむ 財部 修	営業部門

(11)取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	7 名	67,230,000 円	3 名	13,320,000 円	10 名	80,550,000 円	取締役の報酬総額 年額 2 億円以内 監査役の報酬総額 年額 7,000 万円以内
計	7 名	67,230,000 円	3 名	13,320,000 円	10 名	80,550,000 円	(平成 17 年 9 月 21 日創立総会決議)

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

※表記上の注意点

本報告書中の金額については、特に表記されている場合を除き、表示単位未満切捨としています。

貸借対照表
平成18年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金預金		50,735	
高速道路事業営業未収入金		18,067	
未収入金		3,920	
未収収益		0	
短期貸付金		209	
仕掛道路資産		248,356	
貯蔵品		342	
受託業務前払金		14,007	
前払金		71	
前払費用		28	
その他の流動資産		890	
貸倒引当金		<u>△ 181</u>	
流動資産合計			336,449
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	817		
構築物	19,274		
機械装置	22,629		
車両運搬具	447		
工具器具備品	67		
土地	268		
建設仮勘定	<u>1,742</u>	45,248	
無形固定資産		<u>723</u>	45,971
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	4,486		
構築物	1		
機械装置	53		
工具器具備品	<u>0</u>	4,541	4,541
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	175		
構築物	0		
土地	<u>976</u>	1,151	1,151
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	21	21	21
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	4,581		
構築物	24		
機械装置	2		
車両運搬具	10		
工具器具備品	121		
土地	<u>7,620</u>	12,360	
無形固定資産		<u>1,422</u>	13,782
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	13		
機械装置	12		
土地	<u>57</u>	83	83

vii 投資その他の資産			
子会社株式	30		
長期前払費用	0		
その他の投資等	824		
貸倒引当金	<u>△ 8</u>	847	
固定資産合計		66,399	
Ⅲ 繰延資産			
道路建設関係社債発行費	20		
道路建設関係社債発行差金	<u>74</u>		
繰延資産合計		94	
資産合計		<u>402,943</u>	
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
高速道路事業営業未払金	44,224		
その他事業未払金	2,388		
一年以内返済予定長期借入金	1,251		
未払金	1,090		
未払費用	381		
未払法人税等	2,496		
預り金	33		
受託業務前受金	18,232		
前受金	12,995		
前受収益	253		
賞与引当金	876		
回数券払戻引当金	282		
その他の流動負債	<u>0</u>		
流動負債合計		84,506	
Ⅱ 固定負債			
道路建設関係社債	10,000		
道路建設関係長期借入金	242,381		
その他の長期借入金	7,140		
退職給付引当金	<u>28,979</u>		
固定負債合計		<u>288,500</u>	
負債合計		<u>373,006</u>	
資本の部			
Ⅰ 資本金			
		13,500	
Ⅱ 資本剰余金			
資本準備金	<u>13,500</u>		
資本剰余金合計		13,500	
Ⅲ 利益剰余金			
当期末処分利益	<u>2,936</u>		
利益剰余金合計		2,936	
資本合計		<u>29,936</u>	
負債・資本合計		<u>402,943</u>	

損益計算書
平成17年10月1日から18年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位:百万円)

経常損益の部 (営業損益の部)			
Ⅰ. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	121,817		
道路資産完成高	17,701		
その他の売上高	<u>3,147</u>	142,666	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	85,905		
道路資産完成原価	17,701		
管理費用	<u>33,153</u>	<u>136,760</u>	
高速道路事業営業利益			5,905
Ⅱ. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	618		
駐車場営業雑収入	<u>64</u>	682	
2. 営業費用			
駐車場事業費	<u>1,043</u>	<u>1,043</u>	
駐車場事業営業損失			361
Ⅲ. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	<u>35</u>	35	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	<u>31</u>	<u>31</u>	
休憩所等事業営業利益			3
Ⅳ. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	33		
高架下営業雑収入	<u>0</u>	33	
2. 営業費用			
高架下事業費	<u>30</u>	<u>30</u>	
高架下事業営業利益			2
Ⅴ. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	<u>330</u>	330	
2. 営業費用			
受託業務事業費	<u>321</u>	<u>321</u>	
受託業務事業営業利益			<u>9</u>
全事業営業利益			5,560
(営業外損益の部)			
1. 営業外収益			
受取利息		4	
土地物件貸付料		48	
雑収入		<u>117</u>	170
2. 営業外費用			
支払利息		52	
創立費償却		2	
雑損失		<u>474</u>	<u>528</u>
経常利益			<u>5,201</u>
税引前当期純利益			5,201
法人税、住民税及び事業税	<u>2,265</u>		<u>2,265</u>
当期純利益			<u>2,936</u>
当期末処分利益			<u>2,936</u>

重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 仕掛道路資産
個別法による原価法によっている。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としている。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。
 - (2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法によっている。
主な耐用年数は以下のとおりである。

構築物	2～45 年
機械装置	2～17 年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっている。
 - (2) 無形固定資産
定額法によっている。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- 4 繰延資産の処理方法
 - (1) 創立費
当期において全額費用処理している。
 - (2) 新株発行費
支出時に全額費用処理している。
 - (3) 道路建設関係社債発行費
3年で每期均等額を償却している。
 - (4) 道路建設関係社債発行差金
債券の償還期間にわたって月割償却している。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上している。
 - (3) 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理している。

- 6 収益の計上基準
道路資産完成高 工事完成基準によっている。
- 7 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- 8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法 税抜方式によっている。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1 道路資産賃借料
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成62年9月30日まで高速道路を借り受けている。
なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりである。
- | | |
|------|----------------|
| 1年以内 | 192,828 百万円 |
| 1年超 | 11,952,738 百万円 |
| 合計 | 12,145,566 百万円 |
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載している。控除した減価償却累計額は、道路事業固定資産1,603百万円、駐車場事業固定資産373百万円、休憩所事業等固定資産2百万円、高架下事業固定資産2百万円、事業共用固定資産152百万円、その他の固定資産0百万円である。
- 3 保証債務
保証債務の総額 1,660,831百万円
保証金額のうち、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第23条により、機構による重畳的債務引受によって、その対象となる債務を貸借対照表から除外した金額 16,672百万円
- 4 支配株主に対する金銭債権
短期金銭債権 2,392百万円
- 5 支配株主に対する金銭債務
短期金銭債務 0百万円
長期金銭債務 40,180百万円
- 6 担保に供している資産
担保に供している資産はない。
なお、当社が発行した社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条に基づき、他の無担保債務に先立って弁済を受ける優先権を有しており、その順位は、民法に規定された一般の先取特権に次ぐものとする。

(損益計算書関係)

- 1 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりである。
- 高速道路事業営業損益の営業費用
- | | |
|----------|-------------|
| 道路資産賃借料 | 85,905 百万円 |
| 道路資産完成原価 | 17,701 百万円 |
| 維持修繕費 | 16,558 百万円 |
| (うち人件費) | 867 百万円) |
| (うち経費) | 15,691 百万円) |
| 管理業務費 | 12,088 百万円 |
| (うち人件費) | 893 百万円) |
| (うち経費) | 11,194 百万円) |
| 一般管理費 | 4,507 百万円 |
| (うち人件費) | 1,753 百万円) |
| (うち経費) | 2,753 百万円) |

2	支配株主に対する取引高	
	営業取引	2,809百万円
	営業外取引	11,354百万円
3	1株当たりの当期純利益	108円 74銭
	(注) 1株当たりの当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりである。	
	当期純利益	2,936 百万円
	普通株主に帰属しない金額 (うち利益処分による役員賞与金)	- 百万円
	普通株主に係る当期純利益	2,936 百万円
	期中平均株式数	27,000,000 株

金額の表示

貸借対照表及び損益計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

利益処分案

首都高速道路株式会社

(単位:円)

I. 当期末処分利益	2,936,242,204	
(うち当期純利益)	(2,936,242,204)	
II. 利益処分額		
1 任意積立金		
別途積立金	<u>2,936,242,204</u>	<u>2,936,242,204</u>
III. 次期繰越利益		<u><u>0</u></u>

独立監査人の監査報告書

平成18年5月29日

首都高速道路株式会社
取締役会 御 中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 佐原 和正 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 加藤 暢一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 児玉 卓也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会社及び子会社の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

I 監査の方法の概要

1. 監査役会において、監査の方針、職務の分担等を定めるとともに監査の重要事項について協議しました。
2. 取締役会及びその他の重要会議に出席して会社の状況を把握し、重要案件の審議の経過を聴取しました。
3. 取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要書類を閲覧し、制度、規則等の整備とその実施の状況を調査し、本店、各局において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制を含む。）の調査を行い、必要に応じて子会社から営業の報告を受けました。
4. 会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。
5. 取締役の競業取引、取締役と会社間の取引・利益相反取引、会社が行った財産上の無償の利益供与、子会社との通例的でない取引等については、その実状を、それぞれ調査しました。

II 監査の結果

1. 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2. 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
4. 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
5. 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の取引・利益相反取引、会社が行った財産上の無償の利益供与、子会社との通例的でない取引等のそれぞれについても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年 6月 5日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 倉 澤 豊 哲 ㊟

監 査 役 田 村 滋 美 ㊟

監 査 役 宇 治 嘉 造 ㊟

（注）上記監査役は何れも、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

資料 2

第1号議案 利益処分案承認の件

当社の長期的収支構造は、収入面では平成 20 年度の対距離料金制への移行、費用面では施設の老朽化の更なる進行に伴う予期せざるコスト増大など、大きなリスク要因を内包しております。

こうした厳しい収支環境を基本に置くとき、当期の純利益については、将来の想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、全額「別途積立金」として内部留保し、経営基盤の強化に資することとするため、無配当とさせて頂きたくお願いいたします。

単位：円

I. 当期末処分利益		2,936,242,204
（うち当期純利益）		(2,936,242,204)
II. 利益処分額		
1 任意積立金		
別途積立金	2,936,242,204	2,936,242,204
III. 次期繰越利益		0

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。主なものは、以下のとおりであります。

- （1） 当社は、大会社及び公開会社であるため、当社の機関として株主総会及び取締役のほか取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置するものであります（変更案第4条）。
- （2） 取締役の解任について、定款に定めることで引き続き特別決議とすることが可能になったことから規定するものであります（変更案第18条第4項）。
- （3） 監査役の異議がないことを条件に、取締役会の決議について、書面又は電磁的記録による決議（持ち回り決議）が可能になったことから規定するものであります（変更案第23条第2項）。
- （4） 常勤監査役の選任方法を、互選から監査役会の決議に変更するものであります（変更案第31条）。
- （5） 会社と社外監査役との間で責任限定契約の締結が可能になったことから規定するものであります（変更案第36条第2項）。
- （6） 会計監査人を会社の機関としたことから、取締役及び監査役と同様に会計監査人の選任方法、任期について規定するものであります（変更案第37条、第38条）。
- （7） その他会社法の条文に合わせた用語、引用条文等、全般にわたって変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 本会社は、高速道路株式会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法により設立し、首都高速道路株式会社と称する。 2 前項の商号は、英文では Metropolitan Expressway Company Limited とする。	第1章 総則 (商号) 第1条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり>
(目的) 第2条 本会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。 (1) 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。) (3) 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理 (4) 前3号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究 (5) 前各号の事業に附帯する事業 2 本会社は、前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。 (1) 駐車場業、自動車ターミナル業及び倉庫業 (2) 一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事及び設備工事に関する設計、測量、監理及び施工 (3) 橋梁工事に関する設計、測量、監理及び施工 (4) 不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸及び管理並びに公共用地の取得に関する補償コンサルタント業 (5) 下記物品に関する貿易、売買、製造及び加工 ①道路施設用電気・通信機械器具及び土木・建築工事用資機材 ②一般機械器具、輸送用機械器具及び精密機械器具 ③骨材・石膏品及びコンクリート製品 ④古物及び金属くずその他の再生資源 ⑤看板・標識案内板等 ⑥食料品、清涼飲料水及び酒類 ⑦飼料及び肥料 ⑧がん具 (6) 下記施設の経営 ①飲食店及び宿泊施設	(目的) 第2条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり>

②売店、コンビニエンスストア、ショッピング・センター、ホームセンター、ガソリンスタンド及び薬局 ③映画館、遊園地、遊戯場、貸スタジオ、易断所及びスポーツ施設 ④学校教育法による各種学校・学習塾等の教育・研修施設及び文化施設 ⑤保育所、託児所、老人ホーム、通所・短期入所介護施設及び医療施設 (7) 道路運送法による自動車道事業及び自動車運送事業並びに港湾運送事業 (8) 発電及び電気供給事業、電気通信事業、ガスパイプライン事業並びに上下水道・工業用水道事業 (9) 出版業、広告業、放送業及び情報処理・提供サービス業 (10) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリングその他のソフトウェアの取得・提供・販売 (11) 自動車等販売業、自動車整備業、自動車運送代行業並びに路上における故障車、事故車等の救援及び移動に関する業務 (12) 旅行業及び物品預り業 (13) 療術業、洗濯業、理容・美容業、公衆浴場業、履物修理業、写真現像等の取次業、チケット類販売業及び郵便局受託業並びに冠婚葬祭及び各種催物の企画・立案・運営 (14) 総合リース・レンタル業 (15) 金融業及び損害保険代理業その他の保険媒介代理業 (16) 警備業、労働者派遣業及び介護保険法による居宅サービス事業等の介護サービス業 (17) 園芸農業、林業、漁業及び鉱業並びに農水産物の加工・販売 (18) 一般廃棄物・産業廃棄物の処理及びその再生製品の販売並びに温室効果ガス排出権の取引 (19) 前各号に関連する企画、調査、研究、コンサルティング及び技術の開発 (20) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業	
(本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第3条 <現行のとおり>
	(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 <現行のとおり>
第2章 株式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 本会社が発行する株式の総数は、108百万株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、108百万株とする。

(1単元の株式数) 第6条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。 (基準日) 第7条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。 (基準日) 第8条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 <現行のとおり>
(名義書換代理人) 第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置き、名義書換等の事務を担当させることができる。 2 名義書換代理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。	(株主名簿管理人) 第9条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置き、株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行うことを委託することができる。 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。
(株式取扱規程) 第9条 本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 本会社が発行する株券の種類並びに株主名簿の作成及び備置き、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第10条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。	第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 <現行のとおり>
(株主総会の開催地) 第11条 株主総会は、東京都各区のいずれかにおいて開催する。	(株主総会の開催地) 第12条 <現行のとおり>
(株主総会の議長) 第12条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。	(株主総会の議長) 第13条 <現行のとおり>
(決議方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第343条に規定する特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。	(決議方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に規定する特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(議決権の代理行使) 第14条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。 2 前項の場合においては、総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第15条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり>
(株主総会の議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及	(株主総会の議事録) 第16条 株主総会の議事については法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席し

び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	た取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第16条 <u>本会社に10名以内の取締役を置く。</u>	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 <u>本会社の取締役は、10名以内とする。</u>
(取締役の選任決議) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 前項の選任決議は、累積投票によらない。	(取締役の選任及び解任決議) 第18条 取締役は、株主総会において選任 <u>及び解任</u> する。 2 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <現行のとおり> 4 <u>取締役の解任決議は、第14条第2項に定めるところによる。</u>
(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、 <u>就任後2年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <現行のとおり>
(代表取締役及び役付取締役) 第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。 2 取締役会の決議により、取締役の中から会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを <u>選定</u> する。 2 <現行のとおり>
(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 <現行のとおり>
(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	(取締役会の招集通知) 第22条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり>
(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、 <u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u>	(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u>
(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	(取締役会の議事録) 第24条 取締役会の議事については、 <u>法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u>
(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第25条 <現行のとおり>

(取締役の責任免除) 第25条 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 本会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第26条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u>
(相談役及び顧問) 第26条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。	(相談役及び顧問) 第27条 <現行のとおり>
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 <u>本会社に4名以内の監査役を置く。</u>	第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第28条 <u>本会社の監査役は、4名以内とする。</u>
(監査役の選任決議) 第28条 <u>第17条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。</u>	(監査役の選任決議) 第29条 <u>第18条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。</u>
(監査役の任期) 第29条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <現行のとおり>
(常勤監査役) 第30条 <u>監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。</u>	(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u>
(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。	(監査役会の招集通知) 第32条 <現行のとおり> 2 <現行のとおり>
(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議方法) 第33条 <現行のとおり>
(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。	(監査役会の議事録) 第34条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第35条 <現行のとおり>
(監査役の責任免除) 第35条 本会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(監査役の責任免除) 第36条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外</u>

	<u>監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u>
	<u>第6章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任決議)</u> 第37条 第18条第1項の規定は、会計監査人に準用する。
	<u>(会計監査人の任期)</u> 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
<u>第6章 計算</u> <u>(営業年度)</u> 第36条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	<u>第7章 計算</u> <u>(事業年度)</u> 第39条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
<u>(利益配当金)</u> 第37条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 2 前項の配当金については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。 3 第1項の配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。	<u>(剰余金の配当)</u> 第40条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。 2 前項の配当については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。 3 第1項の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。
<u>(中間配当金)</u> 第38条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当金を支払うことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当金に準用する。	<u>(中間配当)</u> 第41条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に中間配当を支払うことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当に準用する。
附 則 <u>(設立に際して発行する株式)</u> 第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、27百万株とし、1株の発行価額は、1,000円、1株の発行価額中資本に組み入れない額は、500円とする。	附 則 <u>(設立に際して発行する株式)</u> 第1条 <現行のとおり>
<u>(設立の際の出資)</u> 第2条 本会社の設立に際し、首都高速道路公団は、日本道路公団等民営化関係法施行法第7条の規定により、同法第15条第1項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとし、その価格は270億円とし、これに対し、27百万株を割り当てる。	<u>(設立の際の出資)</u> 第2条 <現行のとおり>
<u>(最初の取締役及び監査役の任期)</u> 第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	<u>(最初の取締役及び監査役の任期)</u> 第3条 <現行のとおり>
<u>(最初の営業年度)</u> 第4条 本会社の最初の営業年度は、第36条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から平成18年3月31日までとする。	<u>(最初の営業年度)</u> 第4条 <現行のとおり>

(設立費用) 第5条 本会社の負担すべき設立費用は、1,000万円以内とする。	(設立費用) 第5条 <現行のとおり>
---	---

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了いたしますので、取締役7名の選任を行いたいと存じます。

取締役候補者は、別紙のとおりであります。

(別紙)

取締役候補者 7 名

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴	会社における地位 及び担当
1	長 谷 川 康 司 (昭和 15 年 5 月 5 日生)	昭 39.4 トヨタ自動車販売株式会社入社 平元.7 トヨタ自動車株式会社アジア部部長 平 7.6 同 取締役 平 11.6 同 常務取締役 平 13.6 同 専務取締役 平 14.6 トヨフジ海運株式会社取締役社長 平 17.10 首都高速道路株式会社代表取締役会長 現在に至る	代表取締役会長 (最高経営責任者)
2	橋 本 鋼 太 郎 (昭和 15 年 9 月 11 日生)	昭 39.4 建設省採用 平 5.6 同 近畿地方建設局長 平 7.6 同 道路局長 平 8.7 建設技監 平 10.6 建設事務次官 平 11.7 同 退職 平 11.7 建設省顧問 平 13.1 国土交通省顧問 平 13.1 首都高速道路公団副理事長 平 14.8 同 理事長 平 17.10 首都高速道路株式会社代表取締役社長 現在に至る	代表取締役社長 (最高執行責任者)
3	佐 々 木 克 巳 (昭和 15 年 3 月 16 日生)	昭 38.4 東京都採用 平 7.6 同 企画審議室長 平 8.7 同 政策報道室長 平 11.5 同 出納長 平 13.6 同 辞職 平 13.6 東京都地下鉄建設株式会社取締役 (非常勤) 平 13.7 同 代表取締役社長 平 14.8 東京都住宅供給公社理事長 平 15.6 首都高速道路公団副理事長 平 17.10 首都高速道路株式会社専務取締役 (財務、監査、入札監視部門担当) 現在に至る	専務取締役 (財務、監査、入 札監視部門)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴	会社における地位 及び担当
4	高 橋 健 文 (昭和 22 年 12 月 11 日生)	昭 46.7 建設省採用 平 13.1 国土交通省国土交通大学校長 平 13.7 内閣府政策統括官(防災担当) 平 14.8 国土交通省辞職 平 14.8 首都高速道路公団理事 (企画調整・総務・ 人事等担当) 平 17.10 首都高速道路株式会社常務取締役 (経営企 画、総務・人事部門担当) 現在に至る	常務取締役 (経営企画、総務・ 人事部門)
5	大 塚 昭 夫 (昭和 18 年 9 月 20 日生)	昭 42.4 首都高速道路公団採用 平 7.5 同 工務部長 平 11.1 同 神奈川建設局長 平 11.12 同 退職 平 12.11 同 理事 (計画・工事検査担当) 平 17.10 首都高速道路株式会社常務取締役 (計画・ 環境、品質管理部門担当) 現在に至る	常務取締役 (計画・環境、品 質管理部門)
6	日 月 俊 昭 (昭和 19 年 10 月 21 日生)	昭 43.4 建設省採用 平 9.7 同 北陸地方建設局長 平 11.4 同 退職 平 12.7 財団法人道路空間高度化機構専務理事 平 15.1 首都高速道路公団理事 (工務・保全施設担当) 平 17.10 首都高速道路株式会社常務取締役 (建設管 理部門担当) 現在に至る	常務取締役 (建設管理部門)
7	梶 山 修 (昭和 20 年 4 月 23 日生)	昭 46.4 東京都採用 平 10.7 同 建設局企画担当部長 平 12.8 同 建設局再開発部長 平 13.4 同 建設局市街地整備部長 平 14.7 同 港湾局港湾整備部長 平 15.6 同 都市計画局技監 平 16.4 同 都市整備局長 平 18.3 同 退職	—

注) 取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役全員の任期が満了いたしますので、監査役3名の選任を行いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、別紙のとおりであります。

(別紙)

監査役候補者 3 名

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴	他の会社の代 表状況	会社における 地位及び就任 年数
1	倉 澤 豊 哲 (昭和 23 年 1 月 21 日生)	昭 45.4 警察庁採用 平 2.10 警察庁長官官房装備課長 平 4.4 岐阜県警察本部長 平 5.8 警察庁交通局交通企画課長 平 6.11 大阪府警察本部警務部長 平 8.3 警察庁長官官房審議官(生活 安全局担当) 平 9.8 福岡県警察本部長 平 11.8 九州管区警察局長 平 12.8 近畿管区警察局長 平 13.9 退官 平 13.9 財団法人日本消防協会常務 理事 平 17.10 首都高速道路株式会社監査 役(常勤) 現在に至る	—	監査役(常勤) 9 箇月
2	田 村 滋 美 (昭和 13 年 7 月 20 日生)	昭 36.4 東京電力株式会社入社 平元.6 同 建設部部長(土木担当) 平 3.6 同 建設部長 平 7.6 同 取締役建設部担任 平 9.6 同 常務取締役送変電建設 本部長 平 11.6 同 取締役副社長送変電建 設本部長 平 12.6 同 取締役副社長 平 14.10 同 取締役会長 平 17.10 首都高速道路株式会社監査 役(非常勤) 現在に至る	東京電力株式会 社取締役会長	監査役(非常勤) 9 箇月

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴	他の会社の代 表状況	会社における 地位及び就任 年数
3	宇 治 嘉 造 (昭和 17 年 1 月 25 日生)	昭 40.4 トヨタ自動車販売株式会社 入社 昭 62.2 トヨタ自動車株式会社経理 部次長 昭 63.2 同 財務部次長 平元.2 同 関連事業部主査（次長 級） 平 3.2 同 関連事業部主査（部長 級） 平 8.6 同 関連事業部長 平 10.1 ブラジルトヨタ株式会社代 表取締役社長 平 13.3 株式会社トヨタアカウンテ ィングサービス代表取締役 社長 平 14.2 トヨタ自動車株式会社退職 平 14.2 株式会社トヨタアカウンテ ィングサービス代表取締役 社長 平 17.10 首都高速道路株式会社監査 役（非常勤） 現在に至る	株式会社トヨタ アカウンティン グサービス代表 取締役社長	監査役（非常勤） 9 箇月

注 1）監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注 2）監査役候補者倉澤豊哲氏、田村滋美氏及び宇治嘉造氏は、会社法第 335 条第 3 項に定め
る社外監査役の候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任する取締役齋藤哲哉氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

氏 名 (生年月日)	略 歴
齋 藤 哲 哉 (昭和 18 年 3 月 20 日生)	平 17.10 首都高速道路株式会社常務取締役(サービス推進、 関連事業部門担当) 現在に至る